

意見書案第 12 号

白タク行為を容認する規制改革の自粛を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

稲 員 稔 夫

森 あや子

中 山 郁 美

調 崇 史

楠 正 信

三 角 公仁隆

近 藤 里 美

阿 部 真之助

浜 崎 太 郎

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

白タク行為を容認する規制改革の自粛を求める意見書

高齢化の進展に伴う移動制約者や外国人観光客の全国的な増加等により、民間の経済団体から国に対して「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」の要望がなされ、また、国家戦略特区諮問会議においては更なる規制改革事項として「過疎地域等における自家用車ライドシェアの拡大」について検討されるなど、自家用車を使用し有償で旅客を運送する行為（以下「白タク行為」という。）を容認するよう求める動きがあります。

また、福岡市においては、平成27年2月に、米配車サービス大手の会社が、ライドシェアの実験を行い、道路運送法に抵触するおそれがあるとして国土交通省からの指導を受け実験を中止するという事態が生じたものの、その後もライドシェアを始めとするシェアリングエコノミーを積極的に取り入れた経済活動は、様々な場面で活発化しています。

一方、タクシー業界では、福岡交通圏が「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、平成27年11月1日から平成30年10月31日までの間について、「特定地域」に指定されたことに伴い、行政等とともに利用者の安全・安心に関して、より規制を強化するルール作りを始めたところですが、白タク行為を行う者は、道路運送法に基づき一般旅客自動車運送事業者に課される輸送の安全等に関する規定等が適用されないため、利用者の安全・安心が担保されません。

今後、超高齢化社会の到来や外国人観光客の来訪の促進により、更に移動制約者や外国人観光客が増加するとの想定の下、白タク行為を容認する規制改革がなされると、利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化することになります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、安全・安心が担保されない白タク行為を容認する規制改革を自粛されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、

内閣官房長官、

内閣府特命担当大臣（地方創生及び規制改革担当） 宛て

議 長 名